

令和5年度えひめ高等学校全国募集促進事業費補助金 交通費基準

- 1 補助対象経費は原則として住所地と目的地の往復に要した交通費とする。
- 2 交通手段は、交付要綱第3条第1項に規定する移動手段とする。
- 3 来県に際し、全行程で自家用車を利用した場合の補助対象経費は、別表1に規定する額に有料道路通行料金を加算した額とする。
なお、学校見学バスツアーに参加する場合の補助対象経費は、目的地名が「松山（バスツアー）」の列に規定する額とする。
- 4 弓削高等学校のみを目的地とする場合又は複数の学校を目的地とした中で弓削高等学校が住所地から最も遠方である場合において、「因島～弓削島」間、「因島～生名島」間又は「生口島～岩城島」間のみ船を利用し、その他の行程について全区間自家用車を利用した場合の補助対象経費は、別表2に規定する額に船賃（実費）及び有料道路通行料金を加算した額とする。
- 5 前項に規定する行程以外の行程により、自家用車と船を併用して来県した場合の補助対象経費は、別表3に規定する額に船賃（実費）と有料道路通行料金を加算した額とする。
- 6 公共交通機関（タクシーを除く。）及びレンタカーを利用した場合の補助対象経費は、これらの利用に係る実費とする。ただし、レンタカーの利用実費は、車両の賃借に係る費用（燃料費を含む。）及び有料道路通行料金とする。また、補助対象者が旅行業者若しくは旅行業者代理業者と企画旅行契約又は手配旅行契約を締結した場合において、当該契約に係る経費（以下「旅行経費」という。）の内訳に公共交通機関及びレンタカーの利用に係る実費が明示されていない場合、当該契約の内容に含まれる宿泊の日数及び条件に応じて、旅行経費から別表4に規定する額を減算した額を補助対象経費とする。
- 7 複数の学校を訪問する場合は、住所地から最も遠方の学校までの補助対象経費を適用する。
- 8 住所地を出発してから帰着するまでの間において、来県の前後に他の都道府県を訪問した場合の補助対象経費は、以下のとおりとする。
 - (1) 来県後、住所地に直接戻らず他の都道府県を訪問した場合は、住所地を出発してから愛媛県に来県するまでの往路片道分に係る費用を補助対象経費とする。
 - (2) 住所地から直接来県せず、先に他の都道府県を訪問していた場合は、愛媛県を出発してから住所地に到着するまでの復路片道分に係る費用を補助対象経費とする。
 - (3) 来県前及び来県後の両方において他の都道府県を訪問していた場合は、補助対象経費は0円とする。
- 9 前項第1号及び第2号に規定する場合の補助対象経費は、次のとおりとする。
 - (1) 来県の行程が第3項から第5項までの規定に該当する場合は、別表1から別表3までの該当する金額の半額に、往路又は復路のうち補助対象となる区間分に係る有料道路通行料金及び船賃（実費）を加算した額とする。
 - (2) 来県の行程が第6項の規定に該当する場合は、往路又は復路のうち補助対象となる区間分に係る交通費の実費とする。
- 10 前項までに規定する補助対象経費のうち、有料道路通行料金は、別表1から別表3までに規定する住所地と目的地の間を直接往復した場合の額とする。
- 11 別表1から別表3までに規定されていない住所地からの来県については、補助対象者からの申し出により、個別に補助対象経費の積算を行うものとする。

別表 1（第 3 項及び第 9 項関係）

単位：円

目的地 住所地	松山 (バスツアー)	上浮穴 高等学校	長浜 高等学校	内子高等学校 小田分校	三崎 高等学校	野村 高等学校	北宇和 高等学校
埼 玉	34,500	35,000	35,500	35,500	38,000	37,000	37,500
千 葉	35,000	36,000	36,500	36,500	39,000	38,000	38,500
東 京	33,500	34,000	34,500	34,500	37,000	36,000	36,500
神奈川	33,000	34,000	34,000	34,000	36,500	35,500	36,000
長 野	31,500	32,000	32,500	32,500	35,000	34,000	34,500
岐 阜	20,500	21,500	21,500	21,500	24,000	23,000	23,500
静 岡	26,500	27,500	28,000	28,000	30,500	29,500	30,000
愛 知	20,500	21,500	21,500	21,500	24,000	23,000	23,500
三 重	19,500	20,000	20,500	20,500	23,000	22,000	22,500
滋 賀	16,000	16,500	17,000	17,000	19,500	18,500	19,000
京 都	15,500	16,500	17,000	17,000	19,500	18,500	18,500
大 阪	13,500	14,500	15,000	14,500	17,000	16,000	16,500
兵 庫	12,000	13,000	13,500	13,500	16,000	15,000	15,500
奈 良	15,000	15,500	16,000	16,000	18,500	17,500	18,000
和歌山	16,000	17,000	17,500	17,500	20,000	19,000	19,000
鳥 取	13,500	14,000	14,500	14,500	17,000	16,000	16,500
島 根	10,000	11,500	12,000	12,000	14,500	13,500	14,000
岡 山	7,500	8,000	8,500	8,500	11,000	10,000	10,500
広 島	7,500	9,000	9,500	9,500	12,000	11,000	11,500
山 口	12,500	14,000	14,500	14,500	17,000	16,000	16,500
香 川	6,000	7,000	7,500	7,500	9,500	9,000	9,000
徳 島	7,500	8,500	9,000	8,500	11,000	10,000	10,500
高 知	6,000	3,000	7,000	4,000	7,500	4,500	4,500
福 岡	18,500	20,500	20,500	20,500	23,000	22,000	22,500
佐 賀	20,500	22,500	23,000	23,000	25,000	24,500	24,500
長 崎	24,000	26,000	26,500	26,500	29,000	28,000	28,500
熊 本	22,500	24,000	24,500	24,500	27,000	26,000	26,500
大 分	20,500	22,000	22,500	22,500	25,000	24,000	24,500
宮 崎	30,000	30,000	30,500	30,500	33,000	32,000	32,500
鹿児島	29,500	31,000	31,500	31,500	34,000	33,000	33,500

別表 2（第 4 項及び第 9 項関係）

単位：円

住所地	金額	住所地	金額	住所地	金額
埼 玉	31,000	京 都	12,000	香 川	9,000
千 葉	32,000	大 阪	11,000	徳 島	6,000
東 京	30,000	兵 庫	10,000	高 知	7,500
神奈川	29,500	奈 良	12,500	福 岡	15,500
長 野	28,000	和歌山	14,500	佐 賀	17,500
岐 阜	17,000	鳥 取	10,000	長 崎	21,500
静 岡	23,000	島 根	7,000	熊 本	19,500
愛 知	17,000	岡 山	4,500	大 分	17,500
三 重	16,000	広 島	4,500	宮 崎	25,500
滋 賀	12,500	山 口	9,500	鹿児島	26,500

別表 3（第 5 項及び第 9 項関係）

単位：円

目的地 住所	松山 (バスツアー)	弓削 高等学校	上浮穴 高等学校	長浜 高等学校	内子高等学校 小田分校	三崎 高等学校	野村 高等学校	北宇和 高等学校
埼 玉	23,000	24,000	23,500	24,000	24,000	26,500	25,500	26,000
千 葉	24,000	25,000	24,500	25,000	25,000	27,500	26,500	27,000
東 京	22,000	23,000	22,500	23,000	23,000	25,500	24,500	25,000
神奈川	21,500	22,500	22,500	22,500	22,500	25,000	24,000	24,500
長 野	20,000	21,000	20,500	21,000	21,000	23,500	22,500	23,000
岐 阜	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	12,500	11,500	12,000
静 岡	15,000	16,500	16,000	16,500	16,500	19,000	18,000	18,500
愛 知	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	12,500	11,500	12,000
三 重	7,000	8,000	8,000	8,500	8,500	11,000	10,000	10,000
滋 賀	4,500	6,000	5,500	6,000	6,000	8,500	7,500	8,000
京 都	4,500	5,500	5,000	5,500	5,500	8,000	7,000	7,500
大 阪	2,500	3,500	3,000	3,500	3,500	6,000	5,000	5,500
兵 庫	3,000	4,000	4,000	4,500	4,000	6,500	5,500	6,000
奈 良	3,500	4,500	4,500	4,500	4,500	7,000	6,000	6,500
和歌山	4,500	5,500	5,000	5,500	5,500	8,000	7,000	7,500
鳥 取	12,000	—	13,500	13,500	13,500	15,500	15,500	15,500
島 根	7,500	—	8,500	9,000	9,000	11,000	10,500	11,000
岡 山	7,000	—	8,000	8,500	8,500	10,500	10,000	10,500
広 島	500	—	1,500	2,000	2,000	4,000	3,500	4,000
山 口	5,500	—	6,500	7,000	7,000	9,000	8,500	9,000
福 岡	10,000	14,000	11,000	8,500	9,000	9,000	8,500	9,000
佐 賀	10,500	14,500	11,000	8,500	9,500	9,000	9,000	9,000
長 崎	14,000	18,000	15,000	12,000	13,000	12,500	12,500	12,500
熊 本	7,500	11,500	8,500	5,500	6,500	6,500	6,000	6,500
大 分	4,000	8,000	4,500	2,000	3,000	2,500	2,500	2,500
宮 崎	9,500	14,000	10,500	8,000	9,000	8,500	8,000	8,500
鹿児島	14,500	18,500	15,500	13,000	13,500	13,500	13,000	13,500

別表 4（第 6 項関係）

単位：円

宿泊条件	減算額（1泊あたり）
夕食及び朝食付	9,800 円
夕食付	9,066 円
朝食付	8,333 円
素泊まり	7,600 円

【備考】

- (1) 学校見学バスツアーに参加する場合は、松山までの額とする。
- (2) 複数の学校を目的地とする場合は、住所地から最も遠い学校までの額とする。
- (3) 片道分に係る補助対象経費を積算する場合、表で規定する額に 2 分の 1 を乗じた額を使用する。
- (4) 別表 3 における弓削高等学校の列の記載額は、「因島～弓削島」間、「因島～生名島」及び「生口島～岩城島」間以外の船舶利用があった場合の補助対象経費を示している。